



今月のことば

Words of the Month

権利化の先へ

—知財経営を支える弁理士—

日本弁理士会副会長

上羽 秀敏

弁理士の仕事は、特許や商標の出願書類を作成することだと思われているかもしれませんが。確かに、知的財産権の取得、すなわち「権利化」は弁理士の中核的業務であり、日本の産業の発展を長年にわたり支えてきました。しかし、私たちの仕事を少し上流から眺めてみると、その先にはもう一つの重要な領域が広がっていることに気づきます。それは、企業経営の中で知的財産をどのように活用するかという「知財経営」の領域です。

企業にとって知的財産の権利化は目的ではありません。企業が自社の技術やブランドを守り、競争優位を確立し、市場で差別化を図るための重要な手段の一つです。知的財産を事業戦略の柱の一つとして位置付け、継続的に活用する仕組みを構築することで、企業は長期的な競争力を獲得することができます。このように知的財産を経営に戦略的に活用する考え方が、いわゆる知財経営です。

知財経営の重要性は、近年ますます高まっています。特にスタートアップ企業や中小企業、中堅企業の多くは、社内に知的財産の専門家を持っていません。優れた技術やビジネスアイデアを持ちながら、それを知的財産として適切に保護し、事業戦略の中に組み込む体制が十分に整っていない企業も少なくありません。そこには、知的財産の専門家による支援を必要とする潜在的なニーズが存在しています。

この潜在的ニーズを顕在化させ、知財経営支援として社会に提供することができれば、弁理士の活動領域は大きく広がります。出願戦略や特許戦略の立案、知的財産を活用したビジネスモデルの検討、ブランド戦略の構築、知財ミックス戦略の設計など、企業経営と密接に結び付いた支援の分野は数多く存在します。こうした知財経営コンサルティングは、弁理士の専門性を社会に広く生かす新しいフィールドであると言えるでしょう。

こうした動きは、国の政策とも軌を一にしています。現在、政府は知的財産を企業経営に戦略的に活用する「知財エコシステム」の構築を進めています。特許庁、中小企業庁、独立行政法人工業所有権情報・研修館（INPIT）、日本商工会議所、そして日本弁理士会の五者が連携し、知財経営支援ネットワークの整備や知財経営支援モデル地域創出事業が進められています。知的財産を単なる権利としてではなく、企業価値を高める経営資源として活用するという考え方は、今や産業政策の重要な柱となっています。

近年、生成 AI の急速な進展により、明細書作成のような弁理士の基本業務が将来 AI に置き換えられるのではないかという声を、特に若い弁理士から耳にすることがあります。確かに、明細書作成の一部の作業は AI の支援によって効率化されていくでしょう。しかし、企業経営に真に貢献し得る知的財産権を取得するためには、単に明細書を作成する技術だけでは十分ではありません。どの技術を権利化すべきか、どの国でどのタイミングで出願するか、どのような特許網を構築するかといった知財戦略を、企業の事業戦略や経営戦略と結び付けて考えることが不可欠です。企業の技術や強みを理解し、クライアントと対話を重ねながら最適な知財戦略を構築することは、単なる情報処理ではなく、人と人との信頼関係の中で生まれる知的活動です。

知財活用のニーズは、工業分野に限られるものではありません。農林水産業の分野においても、知的財産の活用はますます重要になっています。現在、日本では食料安全保障の確保や農産物の輸出拡大が重要な政策課題となっています。農林水産物の競争力を高めるためには、品種、ブランド、技術、地域ブラン

ドなど、多様な知的財産を戦略的に活用することが不可欠です。

農林水産分野では、特許、商標、品種、地理的表示（GI）など、複数の知的財産を組み合わせた「知財ミックス戦略」が重要になります。このような知財ミックス戦略を総合的に設計できる専門家は、弁理士しかいません。さらに、農産物の輸出が拡大するにつれて、海外における模倣対策も重要な課題となっています。弁理士は長年にわたり海外の弁護士や弁理士と連携し、国際的な知財保護に取り組んできました。この国際ネットワークを活用することで、日本の農林水産物のブランドを海外で守ることに貢献することができます。

弁理士の仕事は、権利化で終わるものではありません。むしろ、そこからが始まりです。知的財産を企業経営や地域産業の発展に生かすという、より広い使命がその先に広がっています。

権利化の先には、企業の未来があります。

そして、その未来を企業と共に描き、知的財産という形で社会の中に実装していくこと。

それこそが、弁理士という専門職に託された時代の役割なのだと私は考えています。